

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月13日

【会社名】 株式会社アイロムグループ

【英訳名】 I ' rom Group Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 豊隆

【本店の所在の場所】 東京都千代田区富士見 2 丁目10番 2 号

【電話番号】 03-3264-3148

【事務連絡者氏名】 専務執行役員 CEOオフィス長 谷田 洋平

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区富士見 2 丁目10番 2 号

【電話番号】 03-3264-3148

【事務連絡者氏名】 専務執行役員 CEOオフィス長 谷田 洋平

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】  
その他の者に対する割当 4,800,000円  
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)  
760,800,000円  
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券(第 9 回新株予約権証券)】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	800,000個(新株予約権 1 個につき 1 株)
発行価額の総額	4,800,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき 6 円 (新株予約権の目的である株式 1 株につき 6 円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成28年10月31日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アイロムグループ CEOオフィス 東京都千代田区富士見 2 丁目10番 2 号 飯田橋グラン・ブルーム
払込期日	平成28年10月31日(月)
割当日	平成28年10月31日(月)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 飯田橋支店

- (注) 1. 第 9 回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。))については、平成28年10月13日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に本新株予約権の第三者割当契約(以下、「本契約」という。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

##### (2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は800,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 2 項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>(1) 本新株予約権の行使価額は、割当日以降、割当日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第 2 項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日)(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の91%に相当する金額の 1 円未満の端数を切上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が、上限行使価額(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額とし、下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 4 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p>
--------------------------	--

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>(2) 前項の規定に関わらず、いずれかの修正日において基準行使価額が2,078円(以下、「上限撤回価額」という。)を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。</p> <p>(3) 「上限行使価額」は当初1,558円とし、「下限行使価額」は当初520円とする。上限行使価額及び下限行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限及び上限 「下限行使価額」は当初520円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。 「上限行使価額」は当初1,558円とするが、いずれかの修正日において基準行使価額が上限撤回価額を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。但し、上限行使価額及び上限撤回価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 800,000株(発行済株式総数に対する割合は7.53%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 420,800,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられていない。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は800,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、945円とする(以下、「当初行使価額」という。)</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額は、割当日以降、割当日(当日を含む。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が、上限行使価額(上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。)を上回る場合、上限行使価額とし、下限行使価額(上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。 また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。 )又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。 )、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p>
-----------------------	---

新株予約権の行使時の払込金額	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。  1円未満の端数を四捨五入する。  行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。  その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  行使価額を調整すべき事由が2つ以上相対して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>760,800,000円  (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>1. 本新株予約権の行使期間  平成28年10月31日(当日を含む。)から平成29年4月26日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに以下に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。</p> <p>2. 市場混乱事由  当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。  (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合  (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)  (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)ものとする。)</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社アイロムグループ CEOオフィス 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 飯田橋支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載のとおり、目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4) 本スキームの特徴」、「(5) 他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、現在の当社の資金ニーズに最も合致していることから、本資金調達によるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本資金調達手法を採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

当社の主力事業であるSMO(注1)事業の国内市場は成長が鈍化し、また企業同士の経営統合が行われるなど、その競争環境は厳しさを増しております。そのような中で継続的な成長を実現するためには、必ずしも国内だけにこだわるのではなく海外も視野に入れた規模の拡大が必要となります。当社はこれまで積極的にM&Aによって事業の拡大に努めてまいりましたが、今後はこれまでより大規模な他社を買収することで、短期間に収益を拡大し、また相互補完的に既存事業の収益を伸長させて企業価値を高めることを志向してまいります。そのような戦略のもとで、臨床試験支援を行う海外企業(以下、「買収対象企業」という)からの提案を受け、検討した結果、同社がこれまで過去3事業年度にわたり営業利益の黒字を計上しており、今後も継続的な収益の拡大が見込めることから、当社は現在、買収対象企業の株式についてその発行済株式総数の過半数を取得して子会社化することを目指しています。

かかる買収に必要な資金は、当社の手元流動性資金の残高に比べて大きいため、その資金を調達することを目的として、本新株予約権の発行を決議致しました。過去、平成27年1月30日にマッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とした第三者割当により第6回新株予約権を発行いたしました。調達予定総額約51億円のうち調達できた約7億円は再生医療・細胞治療等向け研究開発及び製造施設の建設に充当し、M&A資金として予定していた5億円の確保ができませんでした。第6回新株予約権の発行後、当社を取り巻く事業環境や株式市況の影響を受けて当社の株価が低い水準で推移し、割当先による本新株予約権の行使を期待することは難しいと考えられること、当面の資金として約7億円は調達できたこと、また行使を期待しがたい未行使新株予約権が残存することによる市場の希薄化懸念を軽減する必要があるものと判断したことからこれを取得し、消却を行いました。その際には発行された新株予約権数のうち80%が行使されなかったことから、今回の資金調達にあたっては、行使がコミットされている事により、資金調達の蓋然性が高い本新株予約権を採用することを決議致しました。本件により既存株主の皆さまには一時的に株式価値の希薄化が起こることとなりますが、機動的な資金調達によりM&Aを実現することで当社グループ全体の利益拡大が期待でき、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。

なお、このM&Aの結果として買収対象企業の臨床試験支援のための技術や知識を当社グループへ移転することによる国内SMOの品質の向上、買収対象企業の受託実績を通じた製薬企業との関係を活用しての国内SMOの受注強化、買収対象企業の臨床試験施設を活用した海外CRO(注2)事業の発展、買収対象企業の有する施設を活用した自社遺伝子治療製剤開発品の臨床試験推進力の向上並びに買収対象企業の臨床試験受託を通じた再生医療等製品を手掛けるグローバル企業との関係構築等を図ることができるものと考えております。

注1：Site Management Organizationの略で、一般に「治験施設支援機関」のことです。医薬品・医療機器の開発段階では、その安全性と効果を確認する臨床試験(治験)の実施が不可欠です。治験を実施する医療機関では、診察や検査の他にデータの整理や種々の書類管理など、様々な業務が発生します。SMOは、治験を実施する際に医療機関で生じる専門的な業務を支援しています。

注2：Contract Research Organizationの略で、一般に「開発業務受託機関」のことです。医薬品・医療機器の開発段階での臨床試験や市販後臨床試験等に関わる製薬企業等の業務の一部を代行・支援する受託機関です。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社はEvolution Biotech Fundとの間で、本有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本契約を締結します。

## 行使コミット条項

### <コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の発行日(当日を含む。)から、その91価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「全部コミット期限」という。)までの期間(以下、「全部コミット期間」という。)に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。

また、割当予定先は、本新株予約権の発行日(当日を含む。)から、その46価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「前半コミット期限」という。)までの期間(以下、「前半コミット期間」という。)に、360,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。

かかる全部コミットと前半コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の実現性と、より早期の段階におけるキャッシュフローの確保を両立することができます。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由(上表「新株予約権の行使期間」欄第2項に定義する。以下同じ。)が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成29年3月14日(本新株予約権の発行日の91価格算定日目の日)であり、前半コミット期限は平成29年1月10日(本新株予約権の発行日の46価格算定日目の日)となりますが、これらの期限までに取引停止や市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下、「コミット期間延長事由」という。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計6回(30価格算定日)を上限とします。)。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計3回(15価格算定日)を上限とします。)。

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

### <コミット条項の消滅>

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が3回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が6回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。

### 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日以降、発行日(当日を含む。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行ったうえで、当社株価が日中においても変動が激しいため、取引所立会内における売買状況を反映する売買高加重平均価格(VWAP)を利用し、かかる当社株価の変動が激しい性質と本件同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を9%として計算することとしました。但し、当該金額が、上限行使価額(以下に定義します。)を上回る場合には上限行使価額が修正後の行使価額となり、下限行使価額(以下に定義します。)を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

「上限行使価額」は当初1,558円とし、「下限行使価額」は当初520円としますが、いずれかの修正日において基準行使価額が上限撤回価額を超える場合、当該修正日における修正を含め、以降の修正に関しては上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は再びその時々々の売買高加重平均価格(VWAP)を基準に算出される基準行使価額となります(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額が修正後の行使価額となります。)。当該上限行使価額、上限撤回価額及び下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

上限行使価額、上限撤回価額及び下限行使価額は上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、上記「(1) 資金調達の目的」に記載の通り、現在当社の直面している主力のSMO事業の厳しい競争環境を鑑み、早急にM&Aを行う必要があると判断したことから、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット、デメリット、及び「(5) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、デメリットも考慮した上で、本資金調達方法がM&Aに必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断によりこれを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

短期間における確実な資金調達

本新株予約権(対象となる普通株式800,000株)は、原則として平成29年3月14日までに全部行使(全部コミット)されます。

時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、原則として平成29年1月10日までに、本新株予約権の45%(対象となる普通株式360,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーなキャッシュフロー確保を両立することが出来ます。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は800,000株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。その為、希薄化率が当初予定より増加する事はありません。

株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している800,000株について、1,558円という上限行使価額を定めておりますが、行使期間中に株価がこの価格を大きく超えて上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタルゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価上昇時の資金調達額の限界

上限撤回価額2,078円を超える場合には、上限行使価額は適用されず資金調達額に上限は無くなるものの、上限撤回価額を超えない場合には、上限行使価額が1,558円に定められているため、株価上昇局面においても、資金調達額は上限行使価額による調達額が上限となります。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。当社は当影響について重要視している為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当予定先である既存投資家の参加率が不透明であることから、資金使途であるM&Aに必要な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。



(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記(b)の株主割当増資と同様に、割当予定先である既存投資家の参加率及び資金調達の蓋然性が不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める本契約を締結いたします。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)」
  - (2) 新株予約権の内容等 新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求書の提出と同日付で同「新株予約権行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が前号に定める口座に入金された日に発生します。

8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

9. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
760,800,000	24,859,900	735,940,100

- (注) 1. 上記払込金額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額(4,800,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額756,000,000円)を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金、発行費用及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、次のとおりであります。払込金額に連動するものとして、本新株予約権の行使に伴うフィナンシャルアドバイザー費用15,120,000円、登記費用5,747,000円及び証券代行費用1,542,900円、払込金額に関係なく支出するものとして、価額算定及び調査費用1,100,000円、弁護士費用及び届出書作成費用等1,350,000円。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計735,940,100円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

<本新株予約権発行による調達資金>

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
SMO事業領域におけるM&A	735,940,100	平成28年11月～ 平成29年3月

(注) 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が6回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、超過した場合にはM&Aにおける株式の取得比率を高める事を想定しております。

「1 [新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)] (2) [新株予約権の内容等] (注)1 . 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載のとおり、現在、市場環境は厳しいものとなっております。その影響を受け、当社の前事業年度の売上高は対前年比0.5パーセント減少しており、また経常損失は対前年比34.4%拡大しています。かかる市場環境の中、収益の拡大により業績を早期に改善するためにM&Aを行う必要があると判断しました。現時点で想定している買収対象企業は海外の1社であり、その主たる事業は臨床試験支援でグローバルな大規模臨床試験の支援が可能な施設や人材を持ち、世界で売上高上位20社（出典：日本製薬工業協会「DATA BOOK 2016」、平成28年3月発行）に入る欧米3社の製薬企業と、平成28年9月末現在において取引実績がある企業です。買収対象企業はそのような製薬企業をクライアントとして有しており、このほど施設スペース拡張するなど積極的に事業を展開しています。

なお、買収対象企業を取得することは、グローバルマーケットにおいて臨床試験支援事業や先端医療事業の成長を目指すという当社の戦略方針に合致したものであり、具体的には次のような事業上の恩恵を受けることが期待され、厳しい市場環境の中、当社の業績向上へ貢献するものと考えています。

(a) 国内SMOの品質の向上

買収対象企業の臨床試験推進に関わる高度な技術や豊富な知識を当社グループ共有のものとして品質の向上を着実に図り、これをもって国内SMO市場において激しく競争する他社との差別化が図られると考えられます。

(b) 国内SMOの受注強化

買収対象企業の受託実績を通じた世界的な製薬企業との関係を活用して、国際的な臨床試験の動きを早期に把握するとともに、製薬企業における当社グループの認知度を高めることで、国内SMOの受注の強化が図られると考えられます。

(c) 海外CRO事業の発展

新規事業のCRO分野においてグローバル試験での実績を積み重ねることで、買収対象企業の臨床試験施設を活用した日本の製薬企業等の海外臨床試験支援の受託を促進し、売上・利益増への貢献が図られると考えられます。

(d) 自社遺伝子治療製剤開発品の臨床試験推進力の向上

当社グループは自社遺伝子治療製剤開発品の臨床試験を推進しており、買収対象企業の保有する臨床試験実施施設を活用した臨床試験の品質・スピードの向上が図られると考えられます。

(e) GMP(注1)ベクター(注2)製造施設のための案件情報の獲得

当社グループはiPS細胞作製技術を事業会社へ実施許諾することやiPS細胞作製のGMP基準の臨床用ベクターの提供をしていますが、このほど竣工したGMPベクター製造施設を稼働させてGMPベクター製造や細胞培養加工の受託獲得に注力します。そのときに、買収対象企業の臨床試験受託を通じた再生医療等製品を手掛けるグローバル企業との関係がGMPベクター製造施設のための案件情報の獲得につながることを期待します。

注1：Good Manufacturing Practiceのことで、医薬品や医療機器の安全性を確保するために、製造設備とその管理、品質管理、製造管理について製造業者が守らなくてはならないことを明確にした基準のことです。厚生労働省による省令によりその基準が示されております。

注2：治療用の遺伝子を特定の臓器・組織に運搬し、効果的に標的細胞内へ導入する働きを持つ物質のことで、中でも、IDファーマが独自に開発した「センダイウイルスベクター」は、従来のベクターとは全く概念が異なるRNAを骨格とするもので、前臨床試験を通じ安全性の高さが確認されている他、遺伝子医薬品やバイオ製品分野での利用に高い信頼性と実績を有しております。

現在、M&Aの対象企業について決定している事実はなく、交渉中ではありますが、平成28年11月における当交渉のクロージングを目指しております。

買収に際してはまずは買収対象企業の発行済株式数の過半数を取得することを目指し、その株式を取得するために本資金を充當いたします。現在買収対象企業との契約基本条件を固めつつあり、これと並行して詳細条件を協議しています。M&A費用の必要額の算出にあたり、買収対象企業の主たる事業である臨床試験支援に関わる製薬企業等からの受注並びに収益や事業を運営するための費用の具体的な見込みをもととした損益計画等の重要情報の提出を受けてこれを精査しています。これをもとにDCF法及び類似業種比較法によって算定された事業価値をもとに公正な買収価額を試算しており、これを充足しうる調達資金を見込んでいます。

なお、現時点において決定している事実はないものの、想定している買収対象企業の取得につき公表すべき進展があった場合は適時適切に開示いたします。また、支出予定期間内において、当社が希望する買収対象企業取得の案件成立に至らなかった場合であっても、引き続き、買収対象企業の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成立した時点で、資金を充當する予定です。また上記資金使途に充當するM&A等が行われない場合、自社での新規事業分野推進のための投資に充當する予定ですが、当該状況が発生した場合は適時適切に開示いたします。

以上の施策を目的として、当社は平成28年10月13日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充當するまでの間、当該資金は手元の現預金で保管する予定です。

当社は、平成27年1月14日開催の取締役会において、マコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第三者割当の方法による第6回新株予約権及び無担保社債(私募債)の発行を行うことを決議して平成27年1月30日に発行し、その後新株予約権の行使により当面の資金として約7億円を調達しました。しかしながら平成27年12月4日付の取締役会において、第6回新株予約権につき、残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに当該本新株予約権の全部を消却することを決議し消却を完了しました。これは当社を取り巻く事業環境や株式市況の影響を受けて当社の株価が低い水準で推移し、割当先による本新株予約権の行使を期待することは難しいと考えられること、当面の資金として約7億円は調達できたこと、また行使を期待しがたい未行使新株予約権が残存することによる市場の希薄化懸念を軽減する必要があるものと判断したことによるものです。第6回新株予約権により調達を予定していた資金の具体的な使途と実際の調達額の充當状況は次のとおりです。

具体的な用途	予定金額 (百万円)	充当金額 (百万円)
i . 無担保社債(私募債)償還資金 (参考：当該社債の資金用途) 先端医療 iPS細胞等作製のためのGMPベクター製造設備の 建設	500	500
先端医療 . 再生医療・細胞治療等向け研究開発及び製造 施設の建設並びに再生医療・細胞治療等製品 の開発	2,700	200
. 遺伝子医薬品等の臨床試験推進	1,330	
全般 . 事業推進人材の確保	100	
. M&A資金	500	
合計	5,130	700

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	Evolution Biotech Fund
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	50,000米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	EVO FUND 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

##### (2) 割当予定先の選定理由

当社は、S M O事業領域におけるM&Aのための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

平成28年9月に、当社のファイナンシャル・アドバイザーである有限会社MSコンサルタンツ(東京都杉並区宮前四丁目3番10号 代表取締役 宮内幸三郎)からEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン)の紹介を受け、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から本新株予約権の提案と、本新株予約権の引受の意向を有し、過去に同様の新株予約権の引受け3件の実績を有するEvolution Biotech Fundの紹介を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討し、ほぼ同時期に複数の証券会社から受けた行使価額修正条項付き新株予約権についての提案と比較・検討した結果、本スキームが「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (3) 資金調達方法の選択理由~ (5) 他の資金調達方法との比較」に記載のとおり、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。また、Evolution Biotech Fundについても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載の通り、バイオテクノロジー関連企業への投資実績を3件有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及びEvolution Biotech Fundを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、主としてバイオテクノロジー関連企業への投資を目的として平成27年6月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、株式会社リプロセス(平成27年8月発行、同年12月行使完了)、株式会社メドレックス(平成27年12月発行、平成28年4月行使完了)及び株式会社UMNファーマ(平成28年6月発行、平成28年9月行使完了)の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、それぞれ割当てられた新株予約権のすべてを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。割当予定先の100%出資者であるEVO FUNDは、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 有光素生)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)の100%子会社であるEVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジ業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、Evolution Biotech Fundに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

### (3) 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、800,000株です。

### (4) 株券等の保有方針

割当予定先であるEvolution Biotech Fundは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、Evolution Biotech Fundが50,000米ドル(円換算約5.1百万円、1ドル=101.12円)の資本金を含み52,516,144米ドル(円換算約5,310.4百万円、1ドル=101.12円)の純資産を有していることを貸借対照表(平成28年9月30日時点、未監査)にて確認し、同時に保有資産の裏付けとなるプライム・ブローカーの残高証明書により資産残高が十分であることを確認しております。なお、払込及び行使に関して、資金が必要となった際には、割当予定先の100%出資者であるEVO FUNDからEvolution Biotech Fundへ、純資産として資金の払込みがなされる旨口頭で確認しております。追加で資金需要が発生した際には、Evolution Biotech Fundからの要請を受け、EVO FUNDからプライム・ブローカーに指示が出され、同ブローカーからEVO FUND名義口座からEvolution Biotech Fund名義口座に振替がされる旨、口頭にて確認しております。加えて当社は、割当予定先が過去に行った第三者割当による新株予約権に関する取引において、EVO FUNDからEvolution Biotech Fundの口座に必要な資金移動が行われたことを示す金融機関の取引残高報告書コピーを入手し、適切に資金手当てがなされていたことを確認しております。なお、EVO FUNDの財産の存在については、EVO FUNDが資金を預託しているプライム・ブローカー各社による預り資産残高証明を受領し、残高が払込み及び行使に必要な金額を十分に超過している状態であることを確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるEvolution Biotech Fundの代表であるリチャード・チゾム氏に対して平成28年10月6日に開催された電話会議にて、直接、割当予定先の反社会的勢力に対する方針についてヒアリングし、その結果、割当予定先が反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認し、またEVOLUTION JAPAN証券株式会社により紹介されたEvolution Biotech Fund及びその100%出資者であるEVO FUNDと、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（東京都新宿区西新宿四丁目32番13号 代表取締役 中村 勝彦）に割当予定先であるEvolution Biotech Fund及びその100%出資者であるEVO FUND、EVO FUNDの100%出資者であるEvo Feeder Fund、Evo Feeder Fundの100%出資者であるEvolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLCの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、Evolution Biotech Fund、EVO FUND及びEvo Feeder Fundの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。



### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、代表者：能勢 元、住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価1,039円(平成28年10月12日終値)、当初権利行使価格945円(平成28年10月12日終値を基準として9%ディスカウントした価額)、ボラティリティ44.24%(平成28年4月4日～平成28年10月12日の日時株価をもって算出)、権利行使期間として、最短権利行使期間と最長権利行使期間をそれぞれ設定(具体的には最短権利行使期間として全部行使(全部コミット)に要する平成28年10月31日から平成29年3月14日(当日含む91取引日)、最長権利行使期間として全部行使(全部コミット)に要する期間に最大限の追加観察機関を加えた平成28年10月31日から平成29年4月26日(当日含む121取引日))、配当率0%、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク23.14%(算定上における当社の信用リスクの想定値として格付推移マトリックスから採用)等を勘案の上、行使コミット条項に基づく全部コミット及び前半コミットを完了するように権利行使期間に渡り権利行使価値の期待値が最大の時に一度に全ての新株予約権の権利行使を行うこと、株式の流動性については、行使により取得した株式を1営業日あたり2,205株(最近1年間の日次売買高の中央値である20,250株の10%)ずつ売却することができることを想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ5.455円～5.985円を参考に、当該評価額レンジの上限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を6円とし、本新株予約権の行使価格は当初、行使価格の修正における計算方法に準じて、平成28年10月12日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し9%下回る額としました。

本新株予約権の発行価格及び行使価格の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの上限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価格は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、当初行使価格及び行使価格の修正におけるディスカウント率9%は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、かつ当該条件は本新株予約権の発行価格に織り込まれていることから、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価格、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額レンジの上限を下回っていないことを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数800,000株(議決権数8,000個)は、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数10,623,665株及び議決権数103,572個を分母とする希薄化率は7.53%(議決権ベースの希薄化率は7.72%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金をSMO事業領域におけるM&Aに充当する予定であり、事業収益を拡大することはもとより、国際的な製薬企業との関係を強化し、新たな事業機会を獲得することで、当社の業績拡大につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は35,002株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しておりますが、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数800,000株を、割当予定先の全部コミット期間である91価格算定日で行使売却するとした場合の1価格算定日当たりの株数は8,791株(直近平均6ヶ月平均出来高の25.1%)となるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決 権数の割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
森 豊隆	東京都港区	4,754,250	45.90	4,754,250	42.61
森 利恵	東京都港区	825,000	7.97	825,000	7.39
Evolution Biotech Fund	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands			800,000	7.17
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1 - 9 - 1	89,190	0.86	89,190	0.80
吉福 優	東京都港区	78,900	0.76	78,900	0.71
森 龍介	東京都港区	75,000	0.72	75,000	0.67
神林 忠弘	新潟県新潟市	71,000	0.69	71,000	0.64
伴 清一郎	新潟県小千谷市	64,500	0.62	64,500	0.58
日本マスタートラス ト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2-11 - 3	64,200	0.62	64,200	0.58
日本トラスティ・ サービス信託銀行(株) (信託口6)	東京都中央区晴海1-8 - 11	61,200	0.59	61,200	0.55
日本トラスティ・ サービス信託銀行(株) (信託口5)	東京都中央区晴海1-8 - 11	61,000	0.59	61,000	0.55
計		6,144,240	59.32	6,944,240	62.24

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年9月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年9月30日時点の総議決権数(103,572個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(8,000個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。
3. 割当予定先であるEvolution Biotech Fundの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。Evolution Biotech Fundより、本新株予約権の行使により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、Evolution Biotech Fundが本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定です。

#### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第19期、提出日平成28年6月28日)及び四半期報告書(第20期第1四半期、提出日平成28年8月12日)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年10月13日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年10月13日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出

組込情報である第19期有価証券報告書の提出日(平成28年6月28日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

#### 1. 臨時報告書(平成28年7月5日)

##### 1 提出理由

当社は、平成28年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

##### 2 報告内容

#### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

#### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。

会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条の一部を変更するものであります。なお、本改正につきましても、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

##### 第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)として、森豊隆、犬飼広明、加藤親明、原寿哉、朱垂峰の5名を選任するものであります。

##### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、佐々木秀次、尾田友志、佐藤雄助の3名を選任するものであります。

##### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、小島修一を選任するものであります。

##### 第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の額決定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するのに伴い、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を、年額5億円以内(うち社外取締役分は年額5,000万円以内)と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するのに伴い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額1億円以内と定めるものであります。

第7号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として新たに監査法人アヴァンティアを選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)	
第1号議案 定款一部変更の件	70,942	235	0	(注)1	可決	99.67
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件の件						
森豊隆	68,437	2,740	0	(注)2	可決	96.15
犬飼広明	68,527	2,650	0		可決	96.28
加藤親明	68,531	2,646	0		可決	96.28
原寿哉	70,832	345	0		可決	99.52
朱亜峰	70,836	341	0		可決	99.52
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件						
佐々木秀次	70,832	343	0	(注)2	可決	99.52
尾田友志	70,489	686	0		可決	99.04
佐藤雄助	70,486	689	0		可決	99.03
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	70,860	317	0	(注)2	可決	99.55
第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の額決定の件	70,558	619	0	(注)3	可決	99.13
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	70,005	1,172	0	(注)3	可決	98.35
第7号議案 会計監査人選任の件	70,824	353	0	(注)3	可決	99.50

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

・ 臨時報告書(平成28年7月7日)

1 提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、平成28年6月28日開催の第19期定時株主総会において、会計監査人の選任を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任した監査公認会計士等の名称

監査法人アヴァンティア

退任した監査公認会計士等の名称

PwCあらた監査法人

(2) 異動の年月日

平成28年6月28日

(3) 退任した監査公認会計士等の直近における就任年月日

平成27年6月29日

(4) 退任した監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であったPwCあらた監査法人が、当社第19回定時株主総会終結の時をもって任期満了となることに伴い、当社は監査人としての品格、当社の業務内容や事業規模に適した監査対応や監査費用の相当性等について他の公認会計士等と比較検討いたしました。

その結果、監査役会の決定により会計監査人PwCあらた監査法人を再任しないこととし、新たに会計監査人として監査法人アヴァンティアを選任いたしました。

(6) 異動に至った理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任した監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

### 3. 最近の業績の概要

当社の第20期第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)における業績につきましては、本届出書提出時点では決算処理中のため記載をしておりません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 至	平成27年4月1日 平成28年3月31日	平成28年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第20期第1四半期)	自 至	平成28年4月1日 平成28年6月30日	平成28年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6月28日

株式会社アイロムグループ  
取締役会 御中

### PwCあらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小 沢 直 靖 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 戸 田 栄 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイロムグループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイロムグループ及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



## 強調事項

1. 「追加情報」「関係会社株式の譲渡の中止」に記載されているとおり、会社は、連結子会社の株式会社アイロムプロパティマネジメントが保有する、同じく連結子会社の株式会社シニアライフプラン(平成28年5月2日付にて株式会社アイロムOKに商号変更)の全株式について、平成27年6月30日に売却予定であったが、当該取引を中止した。
2. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成28年5月24日開催の取締役会決議に基づき、平成28年6月9日に会社及びその子会社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイロムグループの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、株式会社アイロムグループが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 6 月28日

株式会社アイロムグループ  
取締役会 御 中

### P w C あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小 沢 直 靖 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 戸 田 栄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイロムグループの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイロムグループの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成28年5月24日開催の取締役会決議に基づき、平成28年6月9日に会社及びその子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月12日

株式会社アイロムグループ  
取締役会 御中

### 監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木村 直人  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイロムグループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイロムグループ及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成27年8月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成28年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。